

社会福祉法人長松会役員及び評議員の報酬並びに費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規定は社会福祉法人長松（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、この法人の役員及び評議員の報酬並びに費用弁償（以下「報酬等」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)役員とは、理事及び監事をいう。
- (2)常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
常勤役員のうち、理事は常勤理事及び監事は常勤監事という。
- (3)非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4)評議員とは、定款5条に基づき置かれるものをいう。
- (5)報酬とは、社会福祉法第45条の3第1項で定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。
- (6)費用とは、職務執行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 この法人は、役員に職務執行の対価として報酬を支給することができる。

2 評議員には、定款第8条で定める金額の範囲内で、報酬を支給することができる。

3 常勤理事で使用者としての立場を有する者に対しては、報酬は支給しないただし、正規の勤務時間外に開催される理事会等に出席した場合は、非常勤理事に準じて報酬を支給する。

(報酬等の額の決定)

第4条 この法人の全理事の報酬総額は、年間70万円以内とする。

2 この法人の全監事の報酬総額は、年間70万円以内とする。

3 この法人の常勤理事の報酬月額、賞与及び退職慰労金は、別表1「常勤理事俸給表」に定めるとおりとする。

4 各々の常勤理事の報酬月額は、常勤理事俸給表のうちから、評議員会の承認を得て決めるものとする。

5 非常勤役員に対する報酬は、別表3に定める額とする。

6 個々の評議員の報酬は、別表3に定める額とする。

(費用弁償)

第5条 交通費等の費用弁償については、これは支給しない。

2 役員及び評議員には、出張に要する旅費（宿泊費を含む）を、出張旅費基

準に準じて出張費として支給することができる。

(報酬等の支給日)

第6条 常勤役員の報酬等は、毎月15日支払うものとする。なお支給日が土日、祝祭日にあたる場合は、前営業日に支払うものとする。

2 非常勤役員及び評議員の報酬等は、必要の都度、支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第7条 報酬は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。ただし本人の同意を得れば本人の指定する本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人からの申し出のあった立替金等を控除して支給する。

(公表)

第8条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条に定める報酬等の支給の基準とし公表する。

第9条 この規程を改廃は、評議員会の決議によって行う。

附則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

別表1 常任理事俸給表

(1) 月額報酬

理事長・理事 50,000円

(2) 賞与

7月・12月の賞与 報酬月額は1か月分

別表2 非常勤役員の報酬

理事・監事

理事会等への出席 日額 5,000円

別表3 評議員の報酬

評議員会への出席 日額 5,000円